

子どもの人権連第41回総会・学習会

子どもは



ひとりの



人間だよ！



2026 年 9 月 11 日（金） 15:45～16:15 総会
16:15～17:30 学習会

<オンライン開催>

活動報告

(2025 年 9 月～2026 年 8 月)

「こども大綱」を具体化するための「こどもまんなか実行計画」は毎年6月頃に改訂され、25年も「こどもまんなか実行計画 2025」が公表されました。困難に直面するこども・若者への支援、より質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進、こどもまんなかの基礎となる環境づくりの更なる推進等を重点領域としています。それらをふまえ、25年度の子どもの人権連総会（25年9月12日）では、「子どもの権利を子どもたちと具体化—子どもの意見表明参加をささえた大学生たちとの対話—」と題して、森田明美さんから「世田谷区子どもの権利の具体化と子ども・若者参加」でのとりくみ紹介の後、青少年協議会委員としてかかわった三沢勝斗さん、遠藤恵理菜さんの経験談を聞きました。子どもに年齢に近い若者として、参加した子どもが意見を出しやすいように雰囲気を作り、ともに条例改正を行ってきた経験を語ってくれました。

第26回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業には、新規を含む14の事業に助成を行いました。第25回助成事業についての報告は「いんふおめーしょん」に掲載し、各団体の活動内容を共有するとともに、「いんふおめーしょん No.181」までをHPに掲載し、子どもの権利に関する情報等を発信しました。

25年7月28日～30日、第10回子どもの権利連合／ネットワーク・アジア太平洋パートナーシップ会合がフィリピンのマニラ市で開催されました。「子どもの性的搾取と、セクシュアル&リプロダクティブヘルス／ライツとのつながり」「公正な手続および効果的救済にアクセスする子どもの権利」「デジタル環境における子どもの権利」「清浄、健康的かつ持続可能な環境に対する子どもの権利」「子どもの権利の主流化」と5つのセッションにおいての報告がありました。参加した平野裕二代表委員から「子どもの権利条約の第4選択議定書の策定動向」について「いんふおめーしょんNo.183」で報告し、情報発信をしました。

リーフレット「知っていますか？『子どもの権利条約』 知っていますか？子どもたちの今」や子どもの権利条約紙ファイル、不織布バッグ等のグッズを子どもや教育に関係するNPO・NGO等のイベントや教職員組合の学習会・フォーラム等で配布し、子どもの権利条約の普及活動に努めました。HPの案内から、イベントや研修会で配布したいとの問い合わせが増え、希望に応じて送付しました。子どもの権利条約を周知することが子どもの人権の保障につながります。広い範囲でグッズの紹介をしながら、学校・地域等で子どもの権利条約を周知するとりくみを広げていかなければなりません。

「こども大綱」では、努力義務ではあるものの各自治体が制定する「子ども計画」に、多様な人格の尊重、子どもの最善の利益、子どもの意見表明など大綱の理念が反映されることになり、「子どもの権利保障をはかる総合的な条例」の制定にとりくむ自治体は93自治体と増えていますが、オンブズパーソン等が設置されているのは約60程度です。国としても「子どもオンブズパーソン/子どもコミッショナー」制度は実現していません。国連・子どもの権利委員会の勧告を受け、子どもがあらゆる事柄について自由に『思いをあらわす権利』を行使できる環境を整えていく必要があります。

子どもの貧困・虐待・いじめ・不登校・自死等、子どもをとりまく状況は深刻さを増すばかりです。「子どもの最善の利益」が学校・地域・社会で保障されるよう、今後も人権連のとりくみをすすめていかなければなりません。

「活動方針（案）」

（2026 年 9 月～）

I. 経過と情勢

子どもの人権連は 1986 年の発足以降、子どもの権利条約の国連での採択、日本における条約批准、国内での法制度の改善・整備などを求めるとともに、教育・福祉の場での子どもの権利確立に重点をおいてとりくんできました。また、国連・子どもの権利委員会の継続的傍聴活動、同委員会宛 NGO レポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など対国連活動も精力的に行ってきました。

2019 年には、国連子どもの権利委員会から第 4・5 回統合日本政府報告書への総括所見（以下、「総括所見」）が示されました。権利委員会の勧告をふまえ、子どもの権利にかかわる NP0・市民団体や自治体、教育関係者等と広く連携し、「総括所見」のフォローアップに努めていくことが重要です。

世界では、ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ紛争、イラン情勢、ミャンマーの内戦などが続き、多くの子どもたちが犠牲になり、命やくらしが脅かされています。国連は 25 年、武力紛争下の子どもへの重大な人権侵害が 38,558 件確認されたと報告しています。ユニセフは 7 月、自宅や学校など本来安全であるべき場所で多くの子どもが命を落とし、けがを負う状況が続いている状況に対し、声明を発表しました。国際情勢を注視し、平和な社会の構築にむけて関係団体と連携したとりくみをすすめる必要があります。

子どもを取り巻く状況は深刻さを増しています。24 年度文科省調査では、小・中・高・特別支援学校でのいじめの認知件数は 769,022（+36,454）件、重大事案の発生件数は 1,404（+98）件と過去最多となりました。不登校は小中学校で 353,970（+7,488）人、高校は 67,782（-988 人）人となり、特に小中学校で増加が続いています。子どもの自死は 25 年に 538（+9）人（警察庁資料）となり、ユニセフの「レポートカード 20」でも日本の子どもの自死率の高さが指摘されています。

「子どもの貧困解消に向けた対策推進法」には、貧困が子どもの権利を奪い、社会からの孤立を生むことのないよう、貧困の解消を推進することが記されています。こども家庭庁調査によると 21 年度の子どもの貧困率は 11.5%、ひとり親世帯の相対的貧困率は 44.5%にのぼります。政府の「こども未来戦略」や「加速化プラン」が持続可能な形で実現し、貧困解消につながるよう注視する必要があります。

児童虐待も高止まりが続いています。こども家庭庁の資料では、24 年度の児童相談所の相談対応件数は 223,691（-1,818）件であり、微減ではあるものの依然として深刻です。25 年成立の「改正児童福祉法」では、保育に関する多様な需要に対応するための必要な人員の確保や虐待を受けた子どもへの対応の強化などが盛り込まれましたが、資格のない保育士等への対応など、課題は残されています。24 年 6 月に成立した「子ども性暴力防止法」（日本版 DBS）は、26 年 12 月に施行予定であり、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」が策定されています。子どもの人権保障を前提に、性被害の未然防止施策の充実や適切な運用などが求められます。

子どもの権利を保障するためには、子どもの権利条約の認識や理解が必要です。「生徒指導提要」（22 年改訂）には、権利条約の原則の理解は不可欠であり、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々にとって必須と明記されています。しかし、セーブ・ザ・チルドレンの調査（22 年）では、条約を「内

容までよく知っている」と答えた教員が2割、「全く知らない」「名前だけ知っている」という教員は3割、「知らない」と答えた子どもが半数との結果が出ました。学校・地域等での周知・理解が急がれます。

また、ジェンダー平等や性の多様性などを含む包括的性教育（ユネスコ 2009 年）に早い段階からとりくむ必要があります。学習指導要領の「はじめ規定」は残されたままですが、子どもが自分の身体について知ることは権利であり、性と生を学ぶことは重要です。文科省がすすめる「命（いのち）の安全教育」にとどまることなく、より積極的な性教育の推進が求められます。

国連子どもの権利委員会は、日本の「過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放」するよう勧告しています。全国学力・学習状況調査は、序列化や過度な競争を避ける配慮が求められているものの、結果的には学校現場に競争を生み、子どもの負担につながっています。27 年度からは、すべての調査が CBT（Computer Based Testing）方式となります。不登校や配慮を必要とする子どもへも柔軟な対応ができると言われていますが、さらなる負担を生まないか慎重に考える必要があります。

「カリキュラム・オーバーロード」と言われる教育課程や授業時数の過密さ、競争社会への不安は、子どもの「あそぶ権利」や休息を奪っています。現在、学習指導要領改訂にむけ議論がすすめられていますが、内容精選やカリキュラム・オーバーロードの解消が求められます。

また、学校教育におけるデジタル化がすすめられています。6 月には「学校教育法」等の改正が行われ、「デジタル教科書」が導入されることになりました。学習を保障する機能が広がる一方で、教育条件等の格差が生じないよう、子どもたち一人ひとりのゆたかな学びにつながるよう求めていく必要があります。

子どもの全体数が減少している中、特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもの数は増加しています。本人・保護者が地域の普通学級を希望しても、特別支援学級や特別支援学校をすすめられる事例が後を絶ちません。高校における定員内不合格について、文科省は「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について（通知）」（26 年 6 月）を発出し、定員内不合格を出す場合は理由を丁寧に説明することや、学ぶ意欲を有する生徒に対して学びの場が確保されることは重要であると示しました。教職員や社会全体にある、内なる「適格者主義」の克服が急務です。

国連・障害者権利委員会は22年、日本の分離教育の廃止とインクルーシブ教育に関する国の行動計画の策定、4. 27通知の廃止等を勧告しましたが、文科大臣は、「特別支援教育の中止は考えていない」

「4. 27通知も撤回しない」と会見しました。日本政府は、条約批准国としての責務を果たすべきであり、この勧告をふまえ、障害者権利条約や関連法の周知・理解をすすめ、すべての学校で障害をそのまま認める「人権モデル」にもとづくインクルーシブな学級・学校づくりをすすめていくことが求められます。

災害時の子どもの人権保障も重要です。26 年 7 月に熊本地震がありました。また、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故、能登半島地震などで被災した多くの人も避難生活が続いています。災害時にも、子どもが安全に安心して過ごせるよう、日頃から備えと体制づくりをすすめる必要があります。私たちは、震災・原発事故を風化させることなく、子ども期の被災体験がその後に及ぼす影響を見守り続け、支援策を講じるとともに、震災後に生まれた子どもたちも含め防災・減災教育

を継続することが求められます。

子どもの人権連は、今後も子どもの権利条約の広報活動とともに、「総括所見」のフォローアップに努めていきます。また、子どもの最善の利益を保障できる学校・社会の実現をめざし、これまで果たしてきた役割の総括やとりくみの見直しをすすめつつ、引き続き子どもの権利条約や障害者権利条約、社会権規約など人権諸条約の具現化にむけとりくんでいきます。

Ⅱ. 具体的なすすめかた

- (1) 「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業および講師派遣事業を継続します。また、東日本大震災子ども支援ネットワークの活動等、子どもの権利条約の具体化に資する活動に協力します。
- (2) 子どもの人権課題や子どもの権利条約に関する学習会等を開催します。また、「子どもの権利条約フォーラム」などに、他団体やNPO等と連携して参画します。
- (3) 「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」等と連携し、子どもコミッショナーなど子どもの権利擁護のための第三者機関の設置を求めとりくみます。
- (4) 障害者権利条約をはじめ国連の人権諸条約委員会による勧告のフォローアップに努めるとともに、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議に参加し、第5回子どもの権利委員会審査（第6回・第7回報告書）についてとりくみます。
- (5) 子どもの権利実現のための国際的なとりくみに参加します。
- (6) 個人通報制度にかかわる選択議定書など子どもの人権に関するキャンペーンにとりくみます。
- (7) 子どもの権利条約情宣グッズ（ファイルやバッグ、リーフレット等）を活用し、子どもの権利条約の普及推進と社会的対話を促します。
- (8) 各地域で子どもの権利に関する条例の制定・政策がすすめられるよう、関係団体や自治体等と連携をはかります。
- (9) 機関誌「いんふおめーしょん」の発行、ホームページの活用等をとおして、情報発信や子どもの権利条約の啓発・広報を充実させます。
- (10) 人権連の活動の基盤強化に努めます。